

地域再犯防止推進モデル事業等について

令和3年2月9日（火）

法務省大臣官房秘書課 企画再犯防止推進室
補佐官 原 淳一郎

本日本話すること

1

再犯防止推進計画の概要

2

地域再犯防止推進モデル事業について

3

令和3年度 of 取組予定について

1 再犯防止推進計画の概要

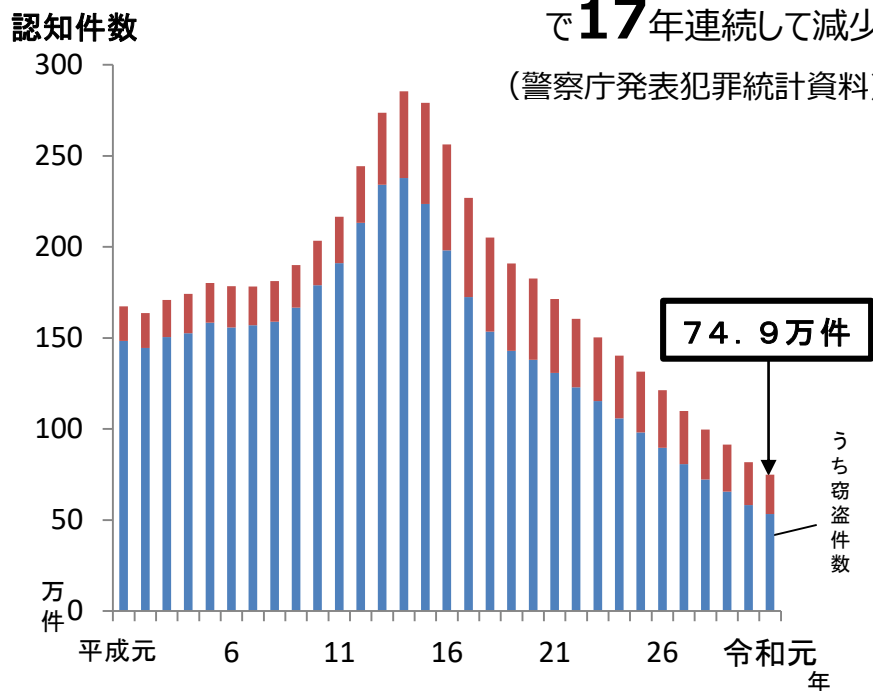
「再犯防止」を取り巻く状況

刑法犯認知件数

令和元年の**刑法犯認知件数**は

74万9千件

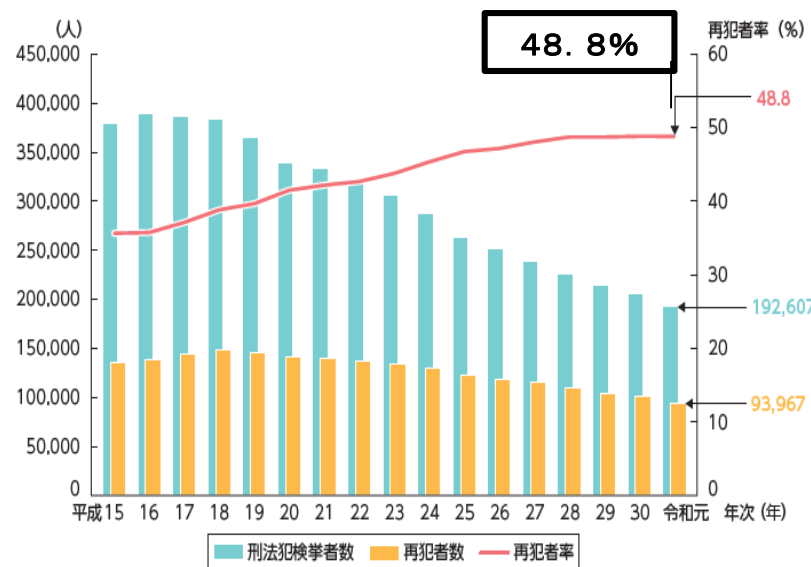
で**17年**連続して減少
(警察庁発表犯罪統計資料)



刑法犯検挙人員に占める再犯者率

刑法犯検挙人員の 約半数が再犯者

(警察庁発表犯罪統計書「令和元年の犯罪」)



「再犯防止推進計画」の策定に至る経緯

■再犯防止の直面する主な課題…刑事司法関係機関のみの取組の限界など



超党派の国会議員による法案の検討



平成28年12月 「再犯の防止等の推進に関する法律」
の公布・施行



再犯防止推進計画等検討会の開催



平成29年12月 「再犯防止推進計画」の閣議決定

「再犯防止推進計画」における基本方針

【5つの基本方針】

「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、**国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保**して再犯防止施策を総合的に推進

刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施

犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施

犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施

再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

「再犯防止推進計画」における重点課題

【7つの重点課題と115の施策】

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導體制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等

⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

再犯防止推進計画加速化プラン（R1.12.23犯罪対策閣僚会議決定）

「再犯防止推進計画」に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速させるもの

1

満期釈放者対策の充実強化

2

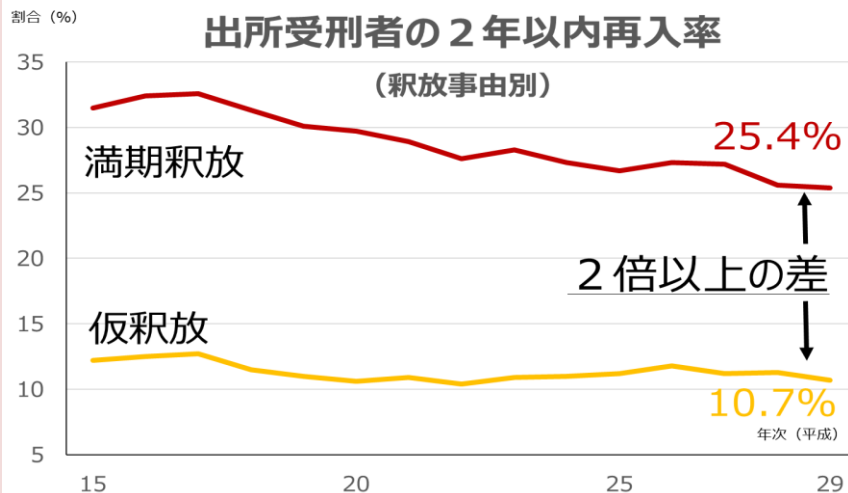
地方公共団体との連携強化の推進

3

民間協力者の活動の促進

再犯防止推進計画加速化プランの概要①

1 満期釈放者対策の充実強化



【成果目標】

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少

【具体的取組】

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 民間協力者の活動の促進

■「息の長い」支援の支え手

- …更生保護ボランティア 自助グループ
- 医療・保健・福祉関係団体 など

(課題) 役割や活動範囲の拡大
財政基盤のせい弱性

⇒ 国による支援を一層強化する必要

【具体的取組】

- 民間協力者に対する継続的な支援の充実強化
- 民間資金を活用した活動の促進

再犯防止推進計画加速化プランの概要②

3 地方公共団体との連携強化の推進

【 刑務所等での指導・支援】

- 作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援



【 地域社会での支援 】



【成果目標】

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援

【具体的取組】

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための支援

地方再犯防止推進計画とは

国の再犯防止推進計画を勘案し、
都道府県又は市町村が再犯防止等に関する施策について定める計画

- ▶ 再犯防止推進法第 8 条に努力義務として規定
- ▶ 計画の期間や変更時期については定めなし
(地方公共団体の実情に応じて設定可能)
- ▶ 関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することも可能

法務省ホームページにおいて、

- ・「地方再犯防止推進計画策定の手引き」(令和 2 年度末までに改訂予定)
- ・「地方再犯防止推進計画 リンク集」 **を掲載**

「地方再犯防止推進計画策定の手引き」について

概要

- 「**地方再犯防止推進計画**」とは、地方公共団体が再犯防止等に関する施策について定める計画。再犯防止推進法においては、その策定が努力義務とされている。
- 「**地方再犯防止推進計画策定の手引き**」は、特に市町村における地方再犯防止推進計画の策定を促進するため、計画策定に至るまでの事務手続例や、計画に盛り込む施策の具体例などをまとめたもの。

手引きの構成

第1章 計画策定の意義等

- 1 法的根拠
- 2 計画策定の意義
- 3 計画策定の流れ

第2章 計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について

- 1 計画策定の趣旨等
- 2 地域における再犯防止を取り巻く状況
- 3 重点課題・成果指標
- 4 取組内容
- 5 推進体制

第3章 具体的な取組の記載例等

- 1 就労・住居の確保等のための取組
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組
- 6 国・民間団体等との連携強化等のための取組

※令和2年度末までに改訂予定。

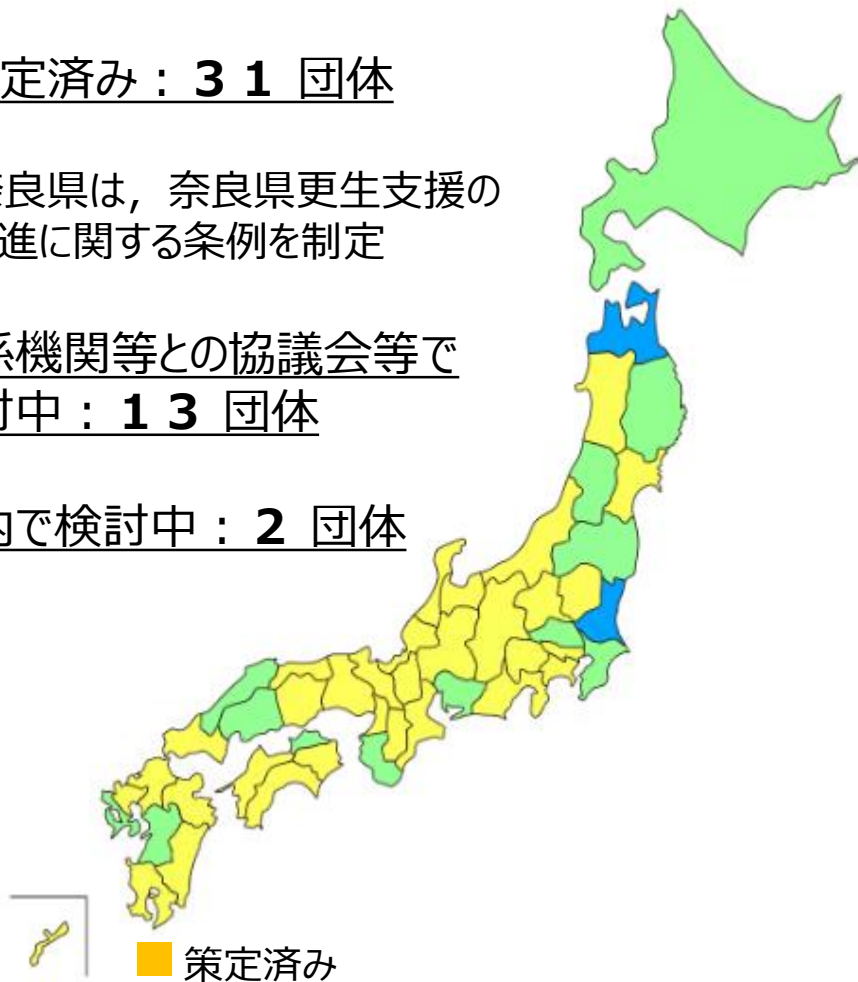
【都道府県】

策定済み：31 団体

※奈良県は、奈良県更生支援の推進に関する条例を制定

関係機関等との協議会等で検討中：13 団体

庁内で検討中：2 団体



【政令指定都市】

策定済み：6 団体

関係機関等との協議会等で

検討中：8 団体

庁内で検討中：6 団体

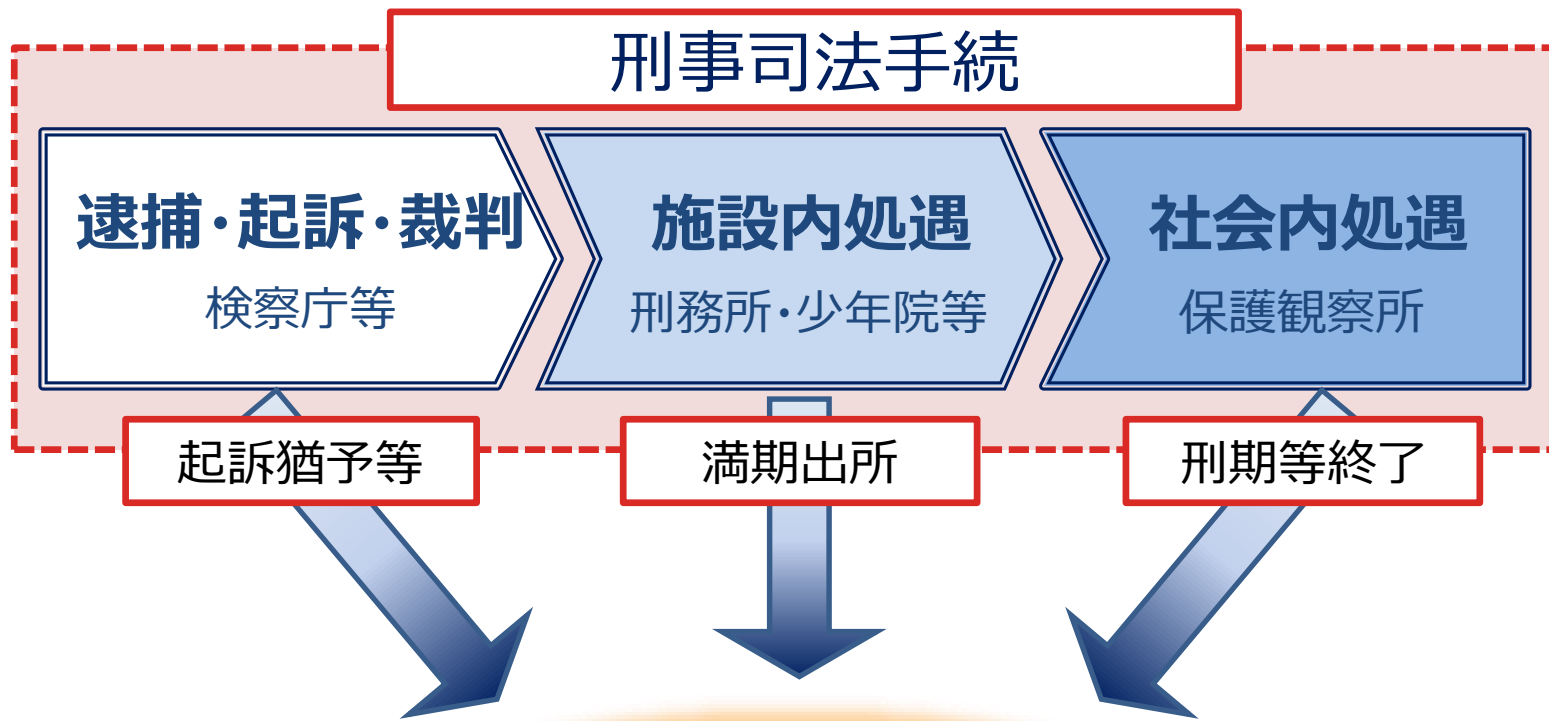
【その他の市町村】

策定済み：34 団体

※兵庫県明石市は、明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例を制定

2 地域再犯防止推進モデル事業について

国と地方公共団体との連携強化の重要性



地域における「息の長い」支援が重要

地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）

▶ 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、36の地方公共団体に委託し、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施（H30年度～R2年度）

（H30年度～）

（～R2年度）

・地域の実態調査
・支援策の策定（半年程度）

▶▶ ・モデル事業の実施（2年程度）

▶▶ ・効果検証
・調査結果の報告（半年程度）

・地域における支援ニーズの実態調査等
・調査を踏まえた再犯防止の取組を策定

・地域の実情に応じた取組を実施
（具体的な取組例は下記のとおり）

・モデル事業の成果，課題等を検証

〔モデル事業の主な具体例〕

1 刑事司法手続の段階に着目すると・・・

- 起訴猶予者等，刑事施設の入所に至る前の段階での支援（**入口支援**）・・・**17**団体
- 満期釈放者等，刑事施設から出所した者への支援（**出口支援**）・・・**15**団体

2 対象者の特性に着目すると・・・

- **高齢者**又は**障害のある者**に対する支援・・・**20**団体
- **薬物依存のある者**に対する支援に取り組む団体・・・**5**団体
- **性犯罪者**に対する支援に取り組む団体・・・**2**団体

※ほかにも少年を対象とした取組が展開

地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）の全体概要

- 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められているが、モデルとなる事例はない。
- 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地方再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施。

（平成30年4月～：再犯防止推進計画開始）

（～令和3年3月）

地方公共団体

1 地域の実態調査，支援策の策定 （半年間程度）

地域の実態調査

- ・刑事司法関係機関から提供された情報や自治体が保有する行政資料の分析，対象者本人のヒアリング→支援ニーズの把握
- ・刑事司法関係機関の職員，社会福祉法人等既存のサービス提供者等のヒアリング
→ サービス提供者のニーズの把握

支援策の策定（支援者リストの作成）

刑事司法関係機関と協働して，実態を踏まえた支援体制の検討・構築等地域における再犯防止に向けた支援策を策定



2 モデル事業の実施 （2年間）

支援策の実施

- 国と協働して策定した支援策の有効性を確認するため，モデル事業として実施
- ・地域の関係行政機関や支援の担い手を構成員とする協議会の設置等によるネットワーク整備
 - ・ネットワークの核となる人材・機関（コーディネーター）に対する助言・支援等を行うスタッフ（アドバイザー）の配置
 - ・対象者を必要な支援につなぐ等の取組の実施



3 地方再犯防止推進計画の充実 （半年間程度）

支援策の検証

- ・モデル事業を通じて明らかになった地域で再犯防止に取り組む上での課題・成果等を整理
- ・国から提供された対象者の2年以内再入率等の客観的なデータを踏まえつつ，モデル事業の効果を検証

地方再犯防止推進計画の充実（注）

課題と成果を踏まえ地方再犯防止推進計画を策定し，実施結果とともに国に報告

法務省

情報等の提供

- ・自治体からの要請により法務省がこれまでに実施した再犯防止に関する統計データや調査研究の成果を提供
- ・刑事司法関係機関が保有する各地域の対象者情報（人数，性別・年齢・罪名等の特性）の提供
- ・特別調査の実施等自治体実施する実態調査への協力

支援策策定への協力

- ・自治体による支援策策定作業に協力
- ・支援策の内容について自治体と協議

支援策の実施

- ・自治体と協働で策定した支援策に基づき，矯正施設や保護観察所等で対象者の指導，支援を実施
- ・支援策のうち，上記破線内の事業実施に係る経費については国が財政支援

中間評価（事業実施から1年）

関係者のヒアリング・視察・資料の確認等により事業の実施状況について調査，再犯率を測定，分析

効果検証

モデル事業により支援を受けた者の2年以内再入率について分析し，政府目標への寄与度の測定等を行い，その結果を自治体に提供

実施結果の共有，取組の展開

- ・事業を通じて得られた成果を他の自治体にも共有し，取組を促進
- ・自治体から提出された報告書等の成果物や国による効果検証の結果を踏まえ，地域における再犯防止対策の効果的な推進方策について検討

地域再犯防止推進モデル事業の取組内容（平成30年度開始分①）

自治体名	企画提案段階の取組内容	自治体名	企画提案段階の取組内容
1 北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・満期出所者等の就労先の調整等の支援を実施 ・再犯防止に関する広報啓発のための研修会等を開催 	9 東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・万引きを繰り返す高齢者の再犯防止に向けた相談支援を実施
2 旭川市	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物依存に関する広報啓発のための学習会等を開催 ・薬物依存者に対する地域支援ネットワークを構築 	10 神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・万引きを繰り返す高齢者の再犯防止に向けたプログラムを作成 ・再犯防止に関する広報啓発のための介護支援専門員等を対象とした研修を開催
3 岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・満期出所者等の住居及び就労先の調整等の支援を実施 ・窃盗を繰り返す高齢女性からの相談事業を実施 ・高齢又は障害のある者（起訴猶予者等）を福祉サービス等につなげるための支援を実施（入口支援） 	11 長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護サポートセンターを活用した犯罪をした者やその家族等からの相談対応・支援を実施 ・福祉関係者と司法関係者による地域支援ネットワークを構築
4 盛岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪をした者等のニーズに応じた社会資源の開拓 ・再犯防止に関する広報啓発のための研修会・フォーラムを開催 	12 愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪をした者等に対する弁護士と連携した社会復帰支援を実施 ・保護観察対象者等の就労先の調整等の支援を実施 ・雇用の拡大に向けた協力雇用主に対する助言・情報提供等を実施
5 茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護サポートセンターを活用した満期出所者等の住居及び就労先の調整等の支援を実施 	13 名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢又は障害のある者や若年者（起訴猶予者等）を福祉サービス等につなげるための支援を実施（入口支援） ・再犯防止に関する広報啓発のための市民報告会を開催
6 栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物依存のある満期出所者等の住居及び就労先の調整等の支援を実施 ・薬物依存者の家族に対する相談対応・支援を実施 	14 滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢又は障害のある者（起訴猶予者等）を福祉サービス等につなげるための支援を実施（入口支援） ・満期出所者等の就労先の調整等の支援を実施 ・薬物依存者に対する薬物プログラム・相談支援等を実施 ・協力雇用主や福祉事業所に対する専門相談・助言を実施
7 埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢又は障害のある者（起訴猶予者等）を福祉サービス等につなげるための支援を実施（入口支援） 		
8 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・満期出所者等の住居及び就労先の調整等の支援を実施 	15 京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・非行少年等に対する関係機関と連携した寄り添い型支援を実施

地域再犯防止推進モデル事業の取組内容（平成30年度開始分②）

	自治体名	企画提案段階の取組内容		自治体名	企画提案段階の取組内容
16	京都市	・ 犯罪や非行をした若年女性の生活・就労等の支援を実施	23	広島県	・ 非行少年等の就労先の調整等の支援を実施
17	大阪府	・ 性犯罪を行った起訴猶予者等に対するカウンセリングの実施	24	山口県	・ 高齢又は障害のある者（起訴猶予者等）を福祉サービス等につなげるための支援を実施（入口・出口支援） ・ 満期出所者等に対する保護司等と連携した支援の実施
18	兵庫県	・ 高齢又は障害のある者（起訴猶予者等）を福祉サービス等につなげるための支援を実施（入口支援） ・ 保護観察対象者等の就労確保のためのビジネス研修や職場体験を実施	25	香川県	・ 高齢又は障害のある者（起訴猶予者等）を福祉サービス等につなげるための支援を実施（入口支援）
19	明石市	・ 高齢又は障害のある者を福祉サービス等につなげるための支援を実施（入口・出口支援） ・ 再犯防止に関する広報啓発のための市民向けフェア等を開催	26	北九州市	・ 高齢又は障害のある者（起訴猶予者等）を福祉サービス等につなげるための支援を実施（入口支援）
20	奈良県	・ 就労支援に関する広報啓発のためのシンポジウム・研修等を開催 ・ 犯罪をした者等の就労支援を行う者に対する研修の実施	27	長崎県	・ 高齢又は障害のある者を福祉サービス等につなげるための支援を実施（入口・出口支援） ・ 薬物依存者に対する関係機関と連携した支援の実施
21	鳥取県	・ 高齢又は障害のある者（起訴猶予者等）を福祉サービス等につなげるための支援を実施（入口支援）	28	熊本県	・ 高齢又は障害のある者（起訴猶予者等）を福祉サービス等につなげるための支援を実施（入口支援） ・ 再犯防止に関する広報啓発のための福祉関係者等を対象とした説明会を開催
22	島根県	・ 刑事司法機関と福祉関係機関間をつなぐコーディネーターを養成 ・ 再犯防止に関する広報啓発のための再犯防止推進大会を開催	29	熊本市	・ 満期出所者等の就労先の調整等の支援を実施
			30	奄美市	・ 非行少年等の住居及び就労先の調整等の支援を実施

地域再犯防止推進モデル事業の取組内容（令和元年度開始分）

	自治体名	企画提案段階の取組内容
1	秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ・行き場のない性犯罪や薬物事犯をした者等を対象に、住居の確保に向けた支援や地域における見守り支援を実施
2	山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物依存者や性犯罪者を対象に、医療機関や自助グループ等と連携し、相談・治療等の支援を実施 ・満期出所者等を対象に、関係機関等と連携し、住居や就労先の確保に向けた支援を実施
3	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・窃盗、薬物、性犯罪など犯罪をした者を対象に、関係機関等と連携し、地域での居場所作りや、日常生活の見守り、生活相談、就労支援等を実施
4	牛久市	<ul style="list-style-type: none"> ・非行少年を対象に、少年院や少年鑑別所等と連携し、学習支援等を実施 ・性非行や性的逸脱行動のあった少年を対象に、少年鑑別所等と連携し、その特性や問題性を踏まえた心理的支援等を実施
5	奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ・刑務所出所者等が抱える問題等を気軽に相談できるワンストップ窓口（更生総合相談拠点）を設置し、関係機関等と連携し、就労支援、福祉施設入所、医療サービス、薬物プログラム支援、性問題行動者へのカウンセリング支援などを実施
6	愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・刑務所出所者等を対象に、ビジネスマナーなどの基礎的セミナーの受講や生活相談、協力雇用主の協力のもとで複数の職場を順次巡る方法での就労体験を実施 ・住居のない者については、住居の確保に向けた支援を実施
7	福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・起訴猶予者や執行猶予者等を対象（性犯罪者については、刑務所出所者も含む。）に、生活上の相談に応じるなど定期的な面接、関係機関等と連携した就労支援、居住支援、生活支援を実施

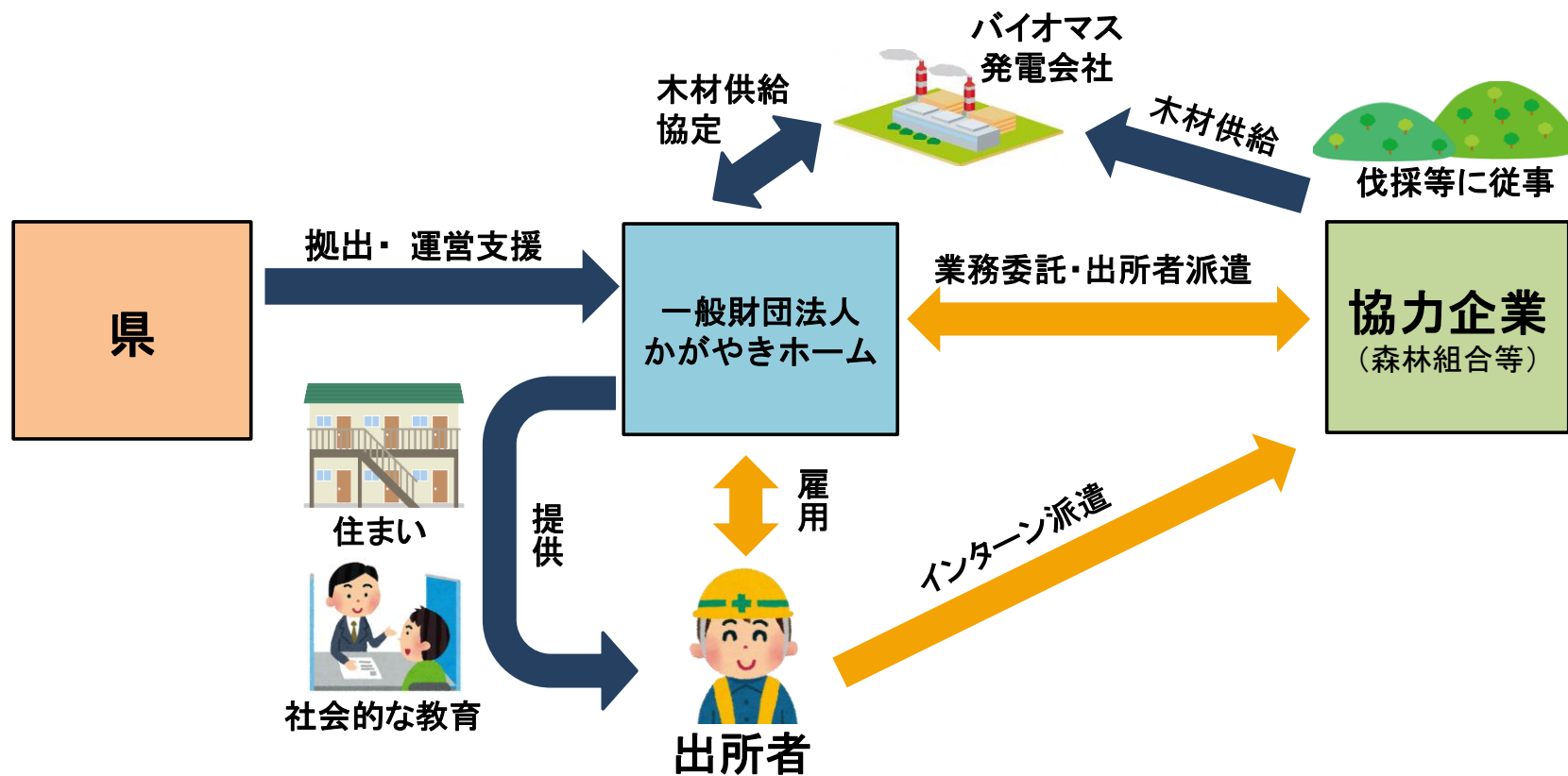
地方公共団体による取組例①：奈良県の取組

● 地域再犯防止推進モデル事業を平成30年度から受託

- ・ 県民を対象にしたシンポジウムや協力雇用主を対象にしたセミナーを実施

● 奈良県更生支援の推進に関する条例の制定（令和2年3月30日）

- ・ 県が拠出した一般財団法人が主体となり，刑務所出所者等に就労の場を提供（出口支援）

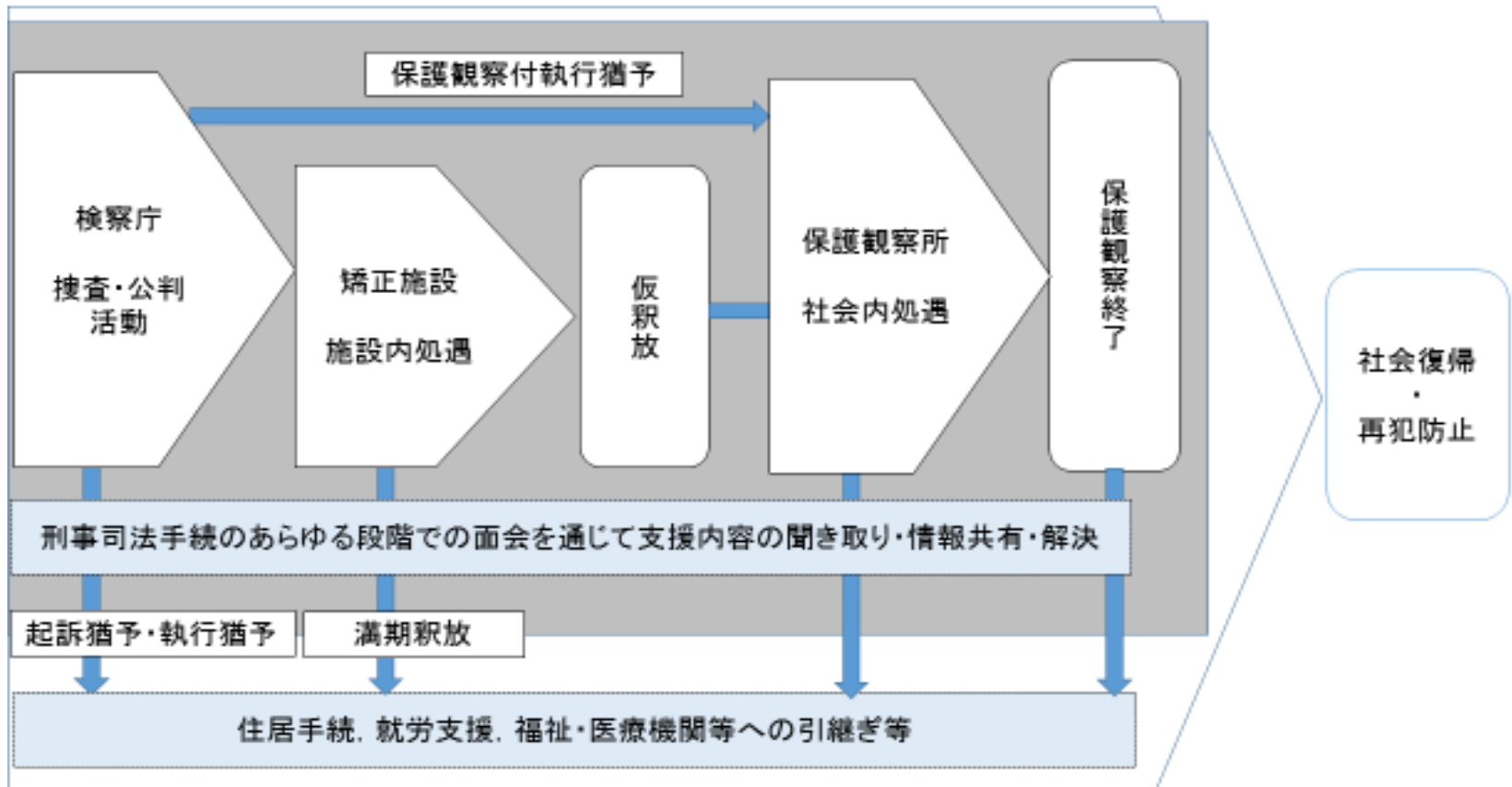


令和2年9月 出所者2名を雇用し，週4回の林業研修（職業訓練）と週1回の改善指導・社会奉仕活動等の実施

地方公共団体による取組例②：愛知県の取組

● 地域再犯防止推進モデル事業を平成30年度から受託

- ・ 愛知県弁護士会と連携し，刑事司法の各段階において，必要な支援の聞き取りを行い，居住手続，就労支援窓口，医療・福祉等関係機関への引継ぎなどを実施（入口支援・出口支援）

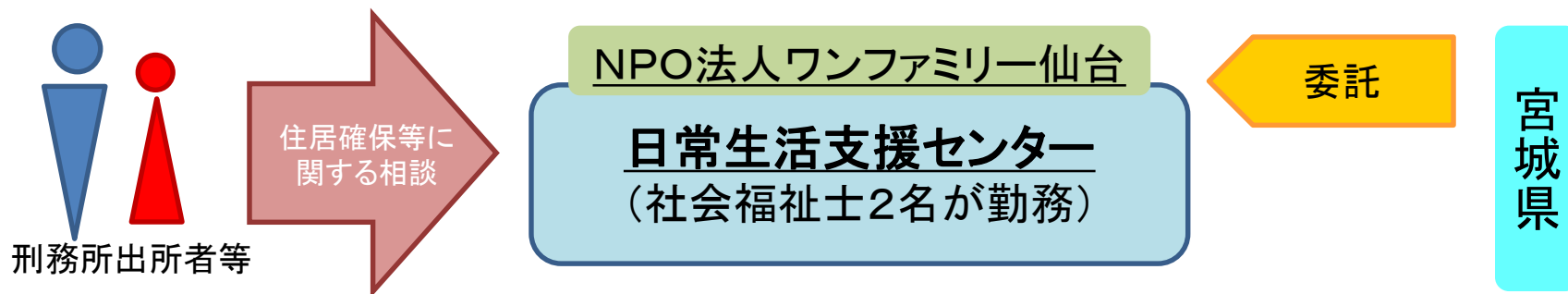


令和元年度中，計**31**名に対し，**就労先及び住居の確保**，**医療機関引継ぎ**，**生活保護申請**などの支援を行った（※令和2年度はモデル事業としての実績なし）。

地方公共団体による取組例③：宮城県取組

● 地域再犯防止推進モデル事業を令和元年度から受託

- ・ 刑務所出所者等からの住居に関する相談支援を週3回ほど実施（出口支援）



令和元年度は**20**名，令和2年度は**60**名（速報値）に対し，気軽に相談できる**相談窓口**と**地域社会との人的交流やつながりを持つことのできる場所**を提供

- ・ 刑務所出所者等に軽作業等を行う活動の場を週3回ほど提供（出口支援）

令和元年度は**529**名，令和2年度は**764**名（速報値）が参加し，裁縫，塗り絵等の芸術活動等を実施したほか，コロナ禍においては，在宅でのぞうきん作りや感染症対策のためのフェイスシールドを作成し，居住支援等を行っている相談機関に対して寄付等を実施

● 宮城県再犯防止推進計画を策定（令和2年3月18日）

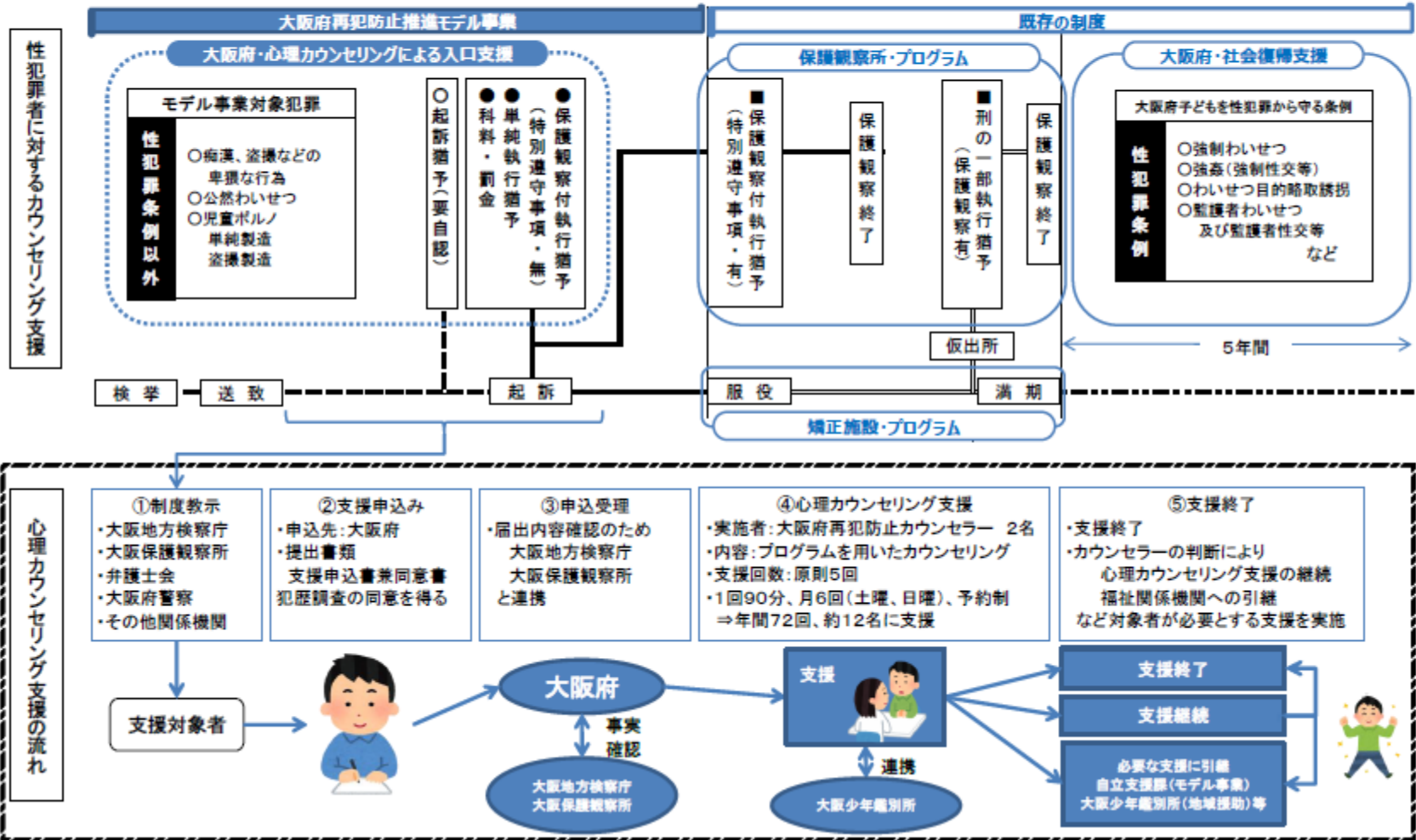
- ・ 国，市町村，民間団体等と緊密に連携していく旨を明記
- ・ 県の再犯者数を減少させる数値目標を明記（令和6年までに1,517人から1,400人以下へ）

地方公共団体による取組例④：大阪府の取組

地域再犯防止推進モデル事業（性犯罪者への入口支援の実施・治安対策課）

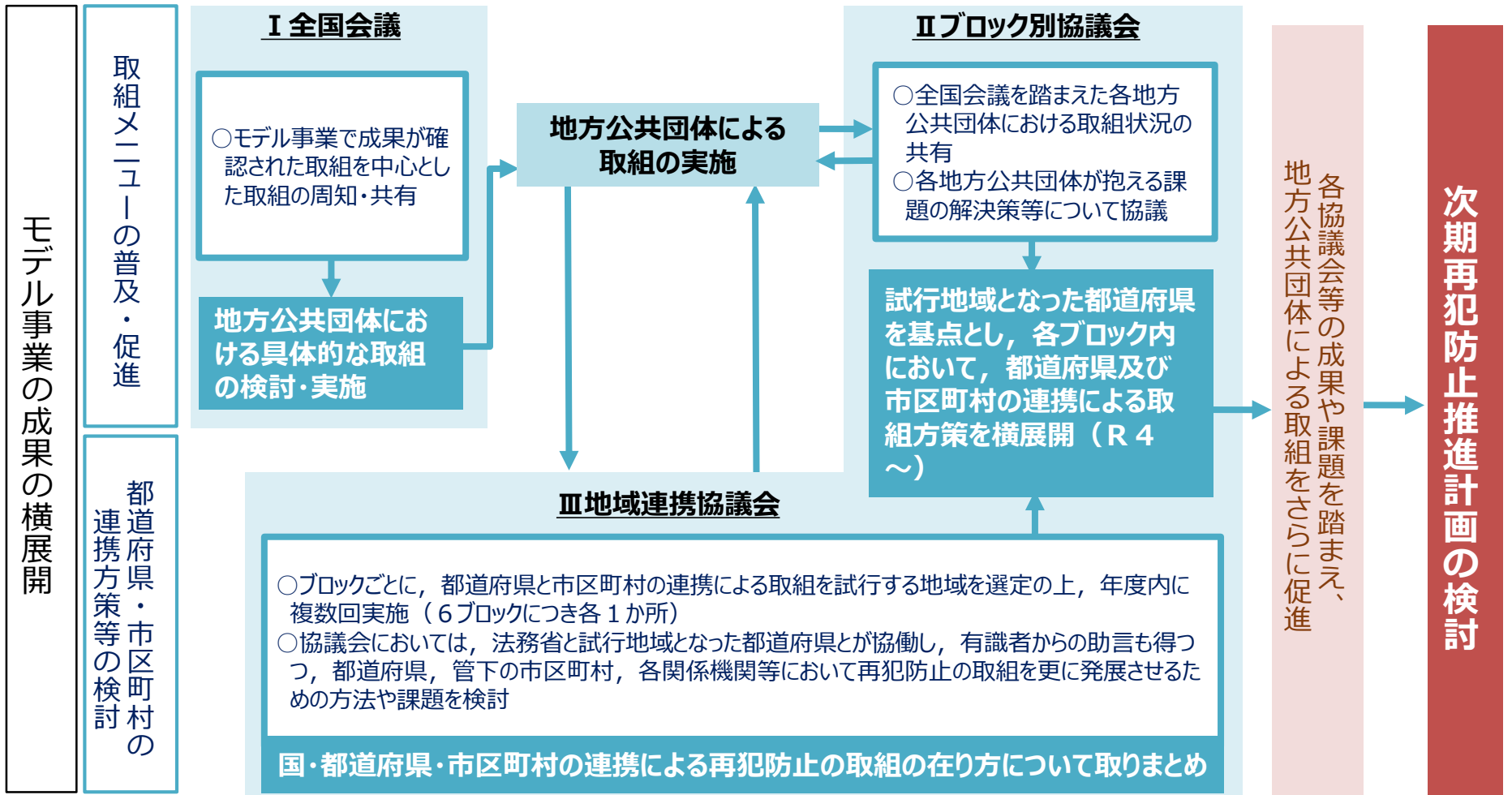
事業目的

- 大阪府では、府条例に基づき、強制わいせつや強姦などを犯し満期出所した者にカウンセリング等を行い、社会復帰への支援（再犯防止）を実施している。【出口支援】
- 痴漢や盗撮などは、強制わいせつや強姦に比べ軽微な犯罪のため、罰金等の軽い処罰（服役までしない）で終わることが多く、再犯の可能性がある。そこで、法務省のモデル事業を活用して、服役までしない性犯罪者にカウンセリングを行い、再犯防止を図る。【入口支援】



3 令和3年度の取組予定について

地方における再犯防止の取組を展開・推進するための取組（令和3年度）



【スケジュール（案）】

令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月
	I 全国会議										
						II ブロック別協議会					
						III 地域連携協議会					

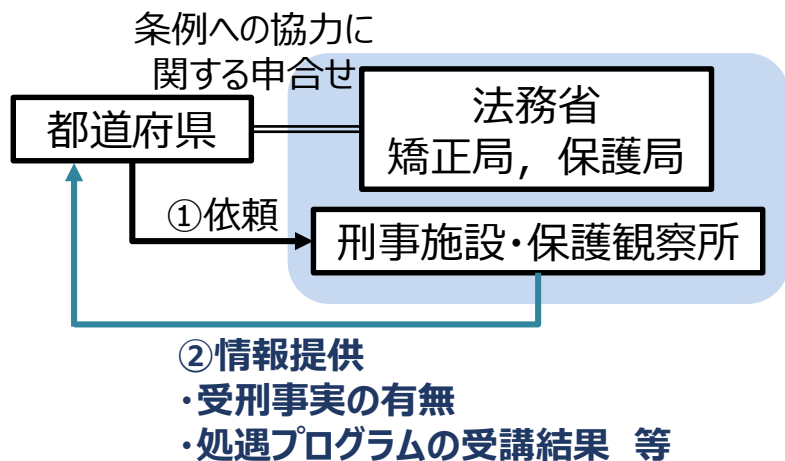
参考：犯罪をした者等に関する地方公共団体への情報提供について

- ▶ 法務省においては、地方公共団体に対し、**地方公共団体が支援等を行うために必要な情報**（国が犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報等）について、個人情報等の適切な取り扱いに十分配慮しつつ、適切に情報を提供することとしています。

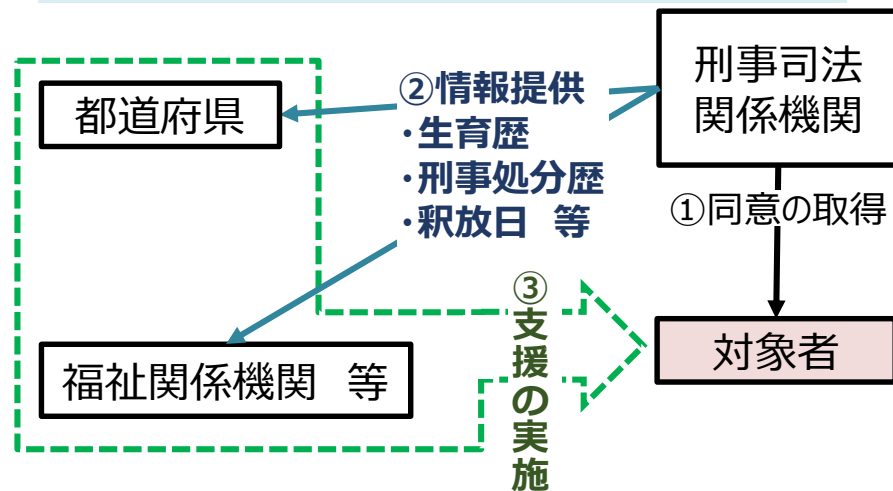
※矯正施設や更生保護官署の保有する個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従って取り扱う必要があることから、同法第8条第2項に基づき、①本人の同意があるとき、又は②提供を受ける地方公共団体が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるときに限って提供することが可能となります（ただし、情報の提供によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではありません。）。

【具体的な情報提供のイメージ】

- ▶ 条例に基づく再犯防止の取組への協力として実施している情報提供のスキーム



- ▶ 「地域再犯防止推進モデル事業」を踏まえて整理された情報提供のスキーム



犯罪の繰り返しを防ぐためには、
地域社会における「息の長い」支援が必要です

犯罪をした者等の立ち直り・再犯防止について、
引き続き、御理解・御支援いただきますよう
お願いいたします



犯罪に
戻らない 戻さない
立ち直りを支える地域の力

No one will be left behind